

修学上の特別な配慮に関する申合せ

(趣旨)

第1条 本人の責に帰さない心身の健康上の不調を有する学生が授業の欠席（遅刻・早退を含む）において不利とならないよう、本学が行う修学上の特別な配慮（以下、「配慮」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 配慮とは、授業を欠席する場合に、以下を認めることを言う。

- (1) 心身の健康上の不調をやむを得ない事由として認定すること
- (2) 心身の健康上の不調の場合、科目担当教員への事前連絡を免除すること
- (3) 当該授業を欠席した場合、公欠とすること

(対象)

第3条 配慮を受けることができる学生は、本学の学部・研究科に所属する正規学生とする。

(要件)

第4条 配慮を受けることができるのは、以下のいずれかを提出できる者とする。

- (1) 障害者手帳
- (2) 心身の健康上の不調を医師が証明した診断書
- (3) 本学学生相談室の臨床心理士が心身の不調を認めた面談記録

(期間)

第5条 配慮を受けることができる期間は開始日と終了日をそれぞれ以下のとおりとする。次年度も継続する場合は、改めて手続きをすることとする。

- (1) 開始日は原則として、学生が申し出た日とする。診断書等で確認できる発症日や加療開始日が申し出た日以前の場合は、その日まで遡及することができる。ただし、配慮する当該学期の開始日までとする。
- (2) 終了日は原則として、診断書等で確認できる加療期間満了日までとする。ただし、完治が難しい傷病や障害などの場合は年度末とすることができる。

(手続き)

第6条 配慮を受けるための手続きは、以下のとおりとする。なお、申請期間は原則として、各学期の履修登録開始日から当該学期の授業第12週目までとする。

- (1) 特別な配慮を希望する学生は担任（指導教員）もしくは教務課に申し出る。教

務課および学生相談室は配慮が必要な学生がいることを担任（指導教員）よりも先に把握した場合は担任（指導教員）に報告する。

- （２）担任（指導教員）は、配慮が必要な学生がいることを学科長（専攻長）に報告の上、教務課および本人とともに面談を実施する。
- （３）教務課は面談時に特別配慮制度について説明し、第２条以外に配慮が必要な事項を聴き取り、合理的配慮の内容を決定する。また、配慮を受けるための要件を満たしていることを確認するため、第４条に定める書類を提出させる。
- （４）教務課は、必要な書類を学長へ提出する。
- （５）学長は、配慮が必要と認めた場合、これを許可する。
- （６）教務課は、当該学生が許可を受けた場合、履修登録をしている科目担当者へ速やかに連絡する。
- （７）科目担当者は、当該学生がこの制度を利用し欠席（公欠）した場合、学習に関する指導を行う。
- （８）学科長（専攻長）および担任（指導教員）は当該学生の状況を把握し、十分な指導を行う。

（配慮を受ける学生の責務）

第７条 配慮を受ける学生は、以下の責務を負う。

- （１）できる限り授業に出席する努力をしなければならない。
- （２）授業及び定期試験を欠席する場合の科目担当教員への事前連絡ができる場合は行わなければならない。
- （３）欠席した授業（回）に課題等がある場合、科目担当教員が指示する課題等を決められた期間内に提出・実施しなければならない。
- （４）上記のほか、この制度を誠実に利用しなければならない。

（配慮の取り消し）

第８条 配慮を受ける要件を喪失した場合、配慮を取り消す。

２ 配慮を不正に利用した場合、配慮を取り消す。

附 則

この申合せは、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。